

議案第 42 号
議決第 号

専決処分について承認を求める件（始良市介護保険条例の一部
を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和4年5月2日 提出
始良市長 湯元 敏浩

専決第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

始良市長 湯元 敏浩

始良市介護保険条例の一部を改正する条例

始良市介護保険条例（平成22年始良市条例第118号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「令和元年度分から令和3年度分まで」を「令和3年度相当分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものに限る。）及び令和4年度分」に、「令和2年2月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く」を「限る」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。